

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 22 日 (火) 第 169 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の再開 (社会福祉課取扱い) 1
 - 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (2件) (社会福祉課取扱い) 1
 - 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 2
 - 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 2
 - 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 3
 - 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- 公 告
- 落札者等の公告 (工業技術センター取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第1122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり再開の届出があった。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	再開年月日
ひかり調剤薬局	指宿市湊二丁目12番8号	令和2年7月3日

鹿児島県告示第1123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
にし歯科クリニック	霧島市国分広瀬二丁目37-5-2	令和2年2月1日
伊集院調剤薬局	日置市伊集院町徳重二丁目7番地 1ハイツ中原102号	令和2年6月1日
ゆい薬局	鹿屋市輝北町市成字喜入塚2144-3	令和2年9月1日
まえはら温泉クリニック	日置市東市来町湯田3614	令和2年9月20日

前原総合医療病院	日置市伊集院町妙円寺一丁目 1 - 6	令和 2 年 9 月 20 日
前原総合医療病院 (歯科)	日置市伊集院町妙円寺一丁目 1 - 6	令和 2 年 9 月 20 日
くるみ薬局	始良郡湧水町米永 585-21	令和 2 年 10 月 1 日
長島調剤薬局	出水郡長島町鷹巣字丸尾 1841 番 7	令和 2 年 11 月 1 日
長島町国民健康保険鷹巣診療所	出水郡長島町鷹巣 1841 番地 6	令和 2 年 11 月 1 日
やくしま森の診療所	熊毛郡屋久島町安房 2395 番地 1	令和 2 年 11 月 6 日

鹿児島県告示第 1124 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社文月会	始良市加治木町西別府 2820 番地 3	訪問看護ステーション ぷらす	始良市加治木町木田 2764 番 1	令和 2 年 9 月 1 日

鹿児島県告示第 1125 号

漁業災害補償法 (昭和 39 年法律第 158 号) 第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定により、同法第 104 条第 2 号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和 2 年 12 月 22 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成 22 年 1 月 29 日鹿児島県告示第 105 号 (漁獲共済に係る区域及び区分の設定) の表屋久島町安房区域 (熊毛郡屋久島町船行、安房、麦生、原及び尾之間の地区) の項を削る。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
屋久島町安房区域 (熊毛郡屋久島町船行、安房、麦生、原及び尾之間の地区)	(1) 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業 (2) 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業 (3) ロープびきとび魚浮敷網漁業を営む漁業、ロープびきとび魚浮敷網漁業及びもじゃこ漁業を併せ営む漁業 (4) 主としてさし網漁業を営む漁業 (5) (1) から (4) までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第 1126 号

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病 (牛)

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	2	薩摩川内市	令和 2 年 12 月 4 日

鹿児島県告示第1127号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和2年9月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和2年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日清丸紅飼料（株） 鹿児島工場 2010001029465 （鹿児島市）	同 左	日清丸紅印配合飼料 newMT 幼すう	令和 2.9	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		日清丸紅印肉用種鶏用配合飼料 JF プロ種鶏中雛 2	2.9	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		日清丸紅印配合飼料すくすく子豚	2.9	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		日清丸紅印配合飼料ホレボレ肉豚	2.9	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		日清丸紅印配合飼料幼牛粗粒	2.9	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		まだい用配合飼料マダイEPしらぬい40色揚10号	2.8	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
（株）グリーンネットワークとどろき事務所 3340001016545 （伊佐市）	同 左	稲発酵粗飼料	元.10	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		牧草サイレージ	2.5	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
（株）太幸飼料大隅工場 5340001015710 （肝属郡東串良町）	同 左	マルコー印うなぎ用配合飼料	2.9	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
サザングリーン協同組合 4340005006161 （南九州市）	同 左	焼酎粕乾燥飼料	2.9	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第1128号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 11 月 18 日から令和 3 年 3 月 29 日まで
- 3 作業の地域 霧島市横川町上ノ地内

始良・伊佐地域振興局告示第 37 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 12 月 22 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
L・フラット福島 A	霧島市国分福島一丁目 2138 番地 22-8	株式会社 L・フラット	霧島市国分上小川 1646 番地 1	海野 史明	令和 2 年 12 月 15 日	放課後等デイサービス

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県工業技術センター所長 瀬戸口眞治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電波暗室 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県工業技術センター庶務部
霧島市隼人町小田 1445 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 12 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本シールドエンクロージャ株式会社
大阪府守口市南寺方東通四丁目 11 番 12 号
- 5 落札金額
118,690,000 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年 10 月 20 日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 129 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 12 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 競女 3 1 9 M 5 A	豊丸産業株式会社	0P1175